

最高裁インターンシップ（裁判所事務官）の実施に関する事  
項について

標記の実施に関する実施要領を別紙のとおり定める。

平成30年4月10日

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 眞 哉

(別紙)

## 最高裁インターンシップ（裁判所事務官）実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、裁判所事務官（総合職）の業務に関心を持っている大学及び大学院（以下「大学等」という。）の学生を対象とし、司法行政に関する政策の企画立案業務及び裁判所書記官業務などに関するインターンシップ（以下「実習」という。）を体験させることにより、学生の学習意欲を喚起し、職業意識の涵養を図るとともに、裁判所書記官及び裁判所事務官の業務への理解を深めてもらうことを目的とし、実習に関する募集及び受入れ、実習の実施方法、実習を受ける学生（以下「実習生」という。）が従うべき服務規律その他必要な事項を定める。

(実習生の資格要件)

第2条 実習生は、大学等の学生であって、大学等が推薦した者とする。

(実習生の募集及び受入れ)

第3条 最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）は、実習生の募集に関し、実習期間、実習場所、受入予定人数及び受入条件等を裁判所ウェブサイトに掲載するなどして、大学等及び学生に実習の実施について周知する。

2 実習を希望する学生は、大学等に調査票（別紙様式1）を提出するものとする。

3 大学等は、実習への参加を推薦する学生を取りまとめ、推薦書（別紙様式2）及び調査票を人事局長に提出するものとする。

4 人事局長は、大学等から推薦のあった学生の中から、調査票等に基づき選考を行い、実習生を決定する。決定に当たっては、実習の目的に照らし、多様な学生が実習に参加できるよう、意欲、人物等のほか、学校、学部・学科、学年等を総合的に考慮し、公正な選考を行う。

5 人事局長は、選考の結果を実習生の推薦を行った大学等に通知する。この場合において、実習を希望する学生への結果の通知は、当該大学等において行うもの

とする。

- 6 実習生の受入れに当たっては、当該実習生を派遣する大学等と最高裁判所との間で、実習の実施に係る基本的役割等を記載した覚書（別紙様式3）を締結するものとする。
- 7 実習生は、実習の開始前に、大学等を通じて、服務規律の遵守等に係る誓約書（別紙様式3の別紙2）を人事局長に提出するものとする。
- 8 人事局長は、大学等に対し、覚書（大学等が記名押印したもの）、誓約書及び第10条に定める保険加入に係る保険加入証明書を、実習の開始までに提出させる。

（実習の内容及び実施方法等）

第4条 人事局長は、実習生の受入れに当たり、実習の内容等を記載した実習計画書を作成する。

- 2 人事局長は、人事局長の指導監督に基づき実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員（以下「実習指導官」という。）を定める。実習指導官に裁判官以外の裁判所職員が複数あるときは、そのうち1人を上席実習指導官と定める。
- 3 実習指導官は、実習計画書に基づき、実習の適正かつ効果的な実施に努める。
- 4 上席実習指導官は、裁判官以外の実習指導官を総括する。
- 5 人事局長は、実習指導官を定めるに当たり、必要があると認めるときは、裁判所職員総合研修所又は下級裁判所に対し、実習指導官となるべき者の指名を依頼する。
- 6 人事局長及び実習指導官は、実習期間中、裁判所に過去に係属した事件又は現に係属している事件に係る情報その他の秘匿性の高い情報に接し得る状況に実習生を置かないものとする。
- 7 人事局長は、必要があると認めるときは、裁判所職員総合研修所又は下級裁判所に対し、実習の実施に必要な協力を求める。

(実習にかかる費用)

第5条 実習生の実習に伴って生じた一切の経費（交通費，食費，宿泊費等）は，  
全て実習生の負担とする。

(実習生の服務等の取扱い)

第6条 実習生は，裁判所職員としての身分は保有しないものの，実習期間中は，  
裁判所職員の服務に準ずるものとし，裁判所職員が遵守すべき法令等に従うとと  
もに，裁判所職員が，官職の信用を傷つけ，又は官職全体の不名誉となるような  
行為をすることが禁止されていることに鑑み，これに類する行為をしないものと  
する。

2 実習生は，実習に関し，実習指導官の指導，監督等に従うとともに，実習時間  
中は，実習に専念するものとする。

3 実習の欠務は，正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は，正当な事由  
により欠務する場合には，事前に実習指導官に申し出るものとする。やむを得ず  
事前の申出ができない場合は，事後，速やかに実習指導官に申し出るものとする。

(秘密の保持等)

第7条 実習生は，実習期間中に知り得た秘密を，実習期間中及び実習期間終了後  
において，大学等を含む第三者に漏らさないものとする。

2 実習生は，実習の成果を論文等により公表する場合には，事前に人事局長の承  
認を受けるものとする。

(実習の中止)

第8条 人事局長は，実習生の実習態度に問題がある場合等，実習を継続すること  
により裁判所の業務に支障が生じ，若しくは支障が生じることが予見できる場合  
又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には，実習期間終

了前であっても、当該実習生の受入れを中止することができる。この場合において、人事局長は、事前又は事後に、実習生の受入れの中止を当該実習生を派遣した大学等に通知する。

#### (個人情報の取扱い)

第9条 人事局長は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、法令及び「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づく場合を除き、実習生の個人情報を第三者に提供しない。

2 人事局長は、法令及び要綱に基づく場合を除き、実習生の個人情報を実習の実施以外の目的に使用しない。

#### (災害補償等)

第10条 実習生は、実習の開始前に、「学生教育研究災害傷害保険」等の災害補償保険及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。この場合において、保険の利用等に関して必要な手続は、当該実習生を派遣する大学等が行うものとする。

2 実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償するものとする。また、実習生が裁判所（国）又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は実習生が加入する保険により補償し、保険の範囲を超える損害については実習生が責任を負うものとする。

#### (実習生の懲戒)

第11条 実習生の懲戒に関する責任は、大学等が負うものとする。

#### (実習の実施結果の公表等)

第12条 人事局長は、実習の実施結果の概要を裁判所ウェブサイトに掲載する。

2 人事局長は、大学等に対し、実習生に係る評価書の提出は行わない。

(雑則)

第13条 この実施要領に定めるもののほか、実習の実施に関し必要な事項は、人事局長が別に定める。

2 この実施要領に定めのない事項及びこの要領に疑義が生じた事項については、人事局長及び大学等が協議して決定するものとする。

(別紙様式1)

平成●●年度最高裁インターンシップ(裁判所事務官)調査票

この調査票の記載事項は事実と相違ありません。

ふりがな 氏名		年齢	歳	写真 (40mm×30mm) (最近3か月以内に 撮影したもの)
		性別	男・女	
所属 大学(院)名				
学部・学科等			学年	年生
住所	(〒 - )			
携帯電話番号 (緊急時に連絡が つくもの)				
希望する プレゼンテーマ  ※テーマが複数あ る場合に限る。	希望するプレゼンテーマに「○」を付けてください。  ●●● ・ ●●● ・ どちらでもよい  ※ 応募者多数の場合は、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。			
パソコン スキル	使ったことのあるソフトに「○」を付けてください。  Word ・ Excel ・ PowerPoint ・ いずれも使ったことがない			

1. 現在の専攻等の具体的な内容について御記入ください。

現在の専攻等	
--------	--

2. 最高裁インターンシップ（裁判所事務官）に応募した理由を御記入ください。

3. 自己アピール等を自由に御記入ください（400字程度）。

4. 参加に当たり特記すべき事項があれば記入してください。



(別紙様式2)

平成 年 月 日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

平成●●年度「最高裁インターンシップ（裁判所事務官）」学生推薦書

大学(院)名	_____
総括責任者職名	_____
氏名	_____
連絡担当者職名	_____
氏名	_____
電話番号	_____
FAX番号	_____
E-mail	_____
資料等の送付先住所	_____
(〒 - )	_____

1. 推薦する学生に関する事項

別紙のとおり

2. 貴学での本インターンシップの取扱いについて

単位認定の対象とする。

単位認定の条件( )

単位認定の対象としない。

3. その他の要望等

※ 「総括責任者」は、指導教員等の方で、貴学側の責任者となる方を記入してください。

※ 「連絡担当者」は、実際の事務担当者(複数いる場合はその代表者)を記入してください。





(別紙様式3)

「平成●●年度最高裁インターンシップ(裁判所事務官)」  
の実施に関する覚書

最高裁判所と●●大学(院)(以下「大学(院)」という。)は、大学(院)に所属する●●●●(以下「実習生」という。)(※2名の場合は、「以下、両者を併せて「実習生」という。」と置き換える。)が参加する「平成●●年度最高裁インターンシップ(裁判所事務官)」の取扱いについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 基本的役割等

- 1 最高裁判所は、冒頭記載の大学(院)生を平成●年●月●日から平成●年●月●日までの期間に実習生として受け入れ、実習生が行う実習に対して必要な指導及び助言を行う。
- 2 大学(院)は、実習生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行うものとする。
- 3 最高裁判所と大学(院)は、実習の実施に当たり連携及び協力を行うものとする。

第2 実習時間及び所用経費の負担

- 1 実習時間は、原則として、別紙1のとおりとする。ただし、最高裁判所事務総局人事局長(以下「人事局長」という。)の指導監督に基づき実習生の指導及び監督並びに実習生への助言等を行う職員(以下「実習指導官」という。)が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、上記時間外においても実習を実施することができるものとする。
- 2 実習生の実習に伴って生じた一切の経費(交通費、食費、宿泊費等)は、

全て実習生の負担とする。

### 第3 遵守事項等

- 1 大学（院）は、実習生に以下の事項を遵守させるために、必要な指導等を行うものとする。
  - (1) 実習生は、実習の開始前に、大学（院）を通じて、服務規律の遵守等に係る誓約書（別紙2）を人事局長に提出するものとする。
  - (2) 実習生は、実習の開始前に、「学生教育研究災害傷害保険」等の災害補償保険及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。この場合において、保険の利用等に関して必要な手続は、当該実習生を派遣する大学（院）が行うものとする。
  - (3) 実習生は、裁判所職員としての身分は保有しないものの、実習期間中は、裁判所職員の服務に準ずるものとし、裁判所職員が遵守すべき法令等に従うとともに、裁判所職員が、官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をすることが禁止されていることに鑑み、これに類する行為をしないものとする。
  - (4) 実習生は、実習に関し、実習指導官の指導、監督等に従うとともに、実習時間内は、実習に専念するものとする。
  - (5) 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外は認めない。実習生は、正当な事由により欠務する場合には、事前に実習指導官に申し出るものとする。やむを得ず事前の申出ができない場合は、事後、速やかに実習指導官に申し出るものとする。
  - (6) 実習生は、実習期間中に知り得た秘密を、実習期間中及び実習期間終了後において、大学（院）を含む第三者に漏らさないものとする。
  - (7) 実習生は、実習の成果を論文等により公表する場合には、事前に人事局長の承認を受けるものとする。

- 2 最高裁判所は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、法令及び「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づく場合を除き、実習生の個人情報を第三者に提供しない。
- 3 最高裁判所は、法令及び要綱に基づく場合を除き、実習生の個人情報を実習の実施以外の目的に使用しない。
- 4 人事局長は、実習生の実習態度に問題がある場合等、実習を継続することにより裁判所の業務に支障が生じ、若しくは支障が生じることが予見できる場合又は当該実習の目的を達成することが困難であると認める場合には、実習期間終了前であっても、当該実習生の受入れを中止することができる。この場合において、人事局長は、事前又は事後に、実習生の受入れの中止を当該実習生を派遣した大学（院）に通知する。
- 5 人事局長は、大学（院）に対し、実習生に係る評価書の提出は行わない。

#### 第4 災害補償等

- 1 実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償するものとする。また、実習生が裁判所（国）又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は実習生が加入する保険により補償し、保険の範囲を超える損害については実習生が責任を負うものとする。
- 2 実習生の懲戒に関する責任は、大学（院）が負うものとする。

#### 第5 協議

本覚書に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた事項については、最高裁判所と大学（院）が協議して決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、最高裁判所及び大学（院）が記名捺印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

最高裁判所事務総局人事局長

⑩

大学（院）〈総括責任者名〉

⑩

(別紙 1)

実 習 時 間 等

平成●●年●月●日 (●) (実習場所：●●●●●)

午前●時●●分から午後●時●●分まで

(ただし、午後●時●●分～午後●時●●分は休憩時間)

平成●●年●月●日 (●) (実習場所：●●●●●)

午前●時●●分から午後●時●●分まで

(ただし、午後●時●●分～午後●時●●分は休憩時間)

平成●●年●月●日 (●) (実習場所：●●●●●)

午前●時●●分から午後●時●●分まで

(ただし、午後●時●●分～午後●時●●分は休憩時間)



(別紙2)

## 誓 約 書

最高裁判所事務総局人事局長 殿

平成●●年度最高裁インターンシップ(裁判所事務官)を受けるに当たり、実習生として下記のとおり遵守することを誓約します。

### 記

1. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
2. 実習期間中は裁判所職員が遵守すべき法令及び規則等を守るとともに、実習生としての活動について実習指導官の指導及び監督等に従うこと。
3. 実習期間中知り得た秘密を、実習期間中及び実習終了後において、大学(院)を含む第三者に漏らさないこと。
4. 実習の成果を論文等により公表する場合には、事前に最高裁判所事務総局人事局長の承認を受けること。
5. 病気等のため実習を受けられない場合には、事前に実習指導官に申し出ること。やむを得ず事前の申出ができない場合は、事後、速やかに実習指導官に申し出ること。

平成 年 月 日

(インターンシップ参加者)

大学(院) 学部(研究科)

印